

デイサービスあゆみ

重要事項説明書

_____様

デイサービス あゆみ

3. 当事業所の職員体制

(職員数は厚生労働大臣が定める基準に適合し、業務内容は下記の通りです)

	資格	業務内容
管理者 (生活相談員と兼務)	介護福祉士	管理者は、事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、自らも通所介護の業務の提供に当たるものとします。
生活相談員	介護福祉士	生活相談員は、利用者及び家族からの相談業務入浴・食事等の介助、他の従業者と共に通所介護計画の作成、評価等を行います。
機能訓練指導員	作業療法士	機能訓練指導員は、利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3ヶ月ごとに1回以上、居宅を訪問した上で、利用者または家族に対して、機能訓練の内容と計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行います。
	看護師	
	准看護師	
看護職員	看護師	看護職員は、利用者の病状・障害の状況観察等、他の従業者と共に通所介護計画の作成、評価等を行います。
	准看護師	
介護職員	介護福祉士	介護職員は、入浴・食事等の介助、他の従業者と共に通所介護計画の作成、評価等を行います。
	介護員	

管理者・・・門脇 さゆり (カドワキ サユリ)

4. 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとします。

5. 利用定員

1日の利用定員数は、20名とします。

6. 利用料金

① 利用料

介護保険からの給付での通所介護を利用する場合は、原則として下記に示す、単位数に10円をかけた金額の1割が利用料となります。一定以上の所得がある方は2割負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(通所介護 介護給付費) *通常規模型

	3～4 時間	4～5 時間	5～6 時間	6～7 時間
要介護 1	370 単位	388 単位	570 単位	584 単位
要介護 2	423 単位	444 単位	673 単位	689 単位
要介護 3	479 単位	502 単位	777 単位	796 単位
要介護 4	533 単位	560 単位	880 単位	901 単位
要介護 5	588 単位	617 単位	984 単位	1,008 単位

	7～8 時間	8～9 時間	※. 2～3 時間
要介護 1	658 単位	669 単位	272 単位
要介護 2	777 単位	791 単位	311 単位
要介護 3	900 単位	915 単位	351 単位
要介護 4	1,023 単位	1,041 単位	392 単位
要介護 5	1,148 単位	1,168 単位	432 単位

※ 通所介護の介護給付費の「2時間～3時間」は、厚生大臣が定める基準に適合する利用者の場合（①利用者の心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である、②病後等で、短時間の利用から始めて長時間の利用に結びつけて行く必要があること、③その他利用者側のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難なこと）、各要介護区分の「4時間～5時間」の所定単位数の70%で計算します。

(加算要素)

注：下記の加算は、職員体制や利用者の希望等により加算されない場合もあります。

入浴介助加算 (I)	入浴介助を適切に行うことが出来る人員及び設備を有して入浴介助を行う。	40 単位/回
個別機能訓練加算 (I) イ	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、計画書を作成し、3月ごとに1回以上居宅を訪問した上で、機能訓練の内容と計画書の進捗状況等を説明し、訓練内容等の見直しを行う。	56 単位/回
時間延長加算	9時間以上 10時間未満	50 単位/日

時間延長加算	10 時間以上 11 時間未満	1 0 0 単位/日
	11 時間以上 12 時間未満	1 5 0 単位/日
サービス提供体制強化加算 (I) 1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50% 以上の場合	1 8 単位/日
送迎減算	同一建物減算 (やむを得ず送迎を行っている場合は減算とならない)	- 9 4 単位/日
	送迎を行わない場合	- 4 7 単位/片道
処遇改善加算 III	介護給付単位数に 8% 乗じた単位	

※介護保険では、介護給付費を「単位」ごとに表しています。1 単位に 1 0 円（全国を 1・2・3・4・5・6 級地・その他の 7 地区に分けて、その地区ごとに 1 単位あたりの単価を決めています。鳥取県は「その他」ですので 1 単位 1 0 円です。）をかけた額の 9 割が介護保険の給付の対象となります。

- ② 食材費は、一食 6 0 0 円の実費とさせていただきます。(時間延長などのご都合により、朝食、夕食をご利用の場合も食材費として一食 6 0 0 円とさせていただきます)
- ③ 日常生活費は 1 回の利用につき 1 2 0 円の実費を徴収させていただきます。
- ④ キャンセル料はいただきませんが、キャンセルされる場合は、お早めに当事業所にご連絡ください。
- ⑤ 当事業所を変更される場合の解約料は、一切かかりません。ご希望の場合、文書にて利用者はいつでも契約を解約することができます。
- ⑥ 利用料金の支払方法は、月ごとの精算とし、毎月 1 0 日までに、前月のサービス利用料等の内訳を記載した利用料金明細書を作成し、請求書に添付して送付しますので、請求書発行後 1 0 日以内にお支払いください。お支払いは、直接当事業所払い、銀行振込、口座振替（振替日当月 1 5 日）がございいます。
- ⑦ その他サービスの提供において、ご利用者に負担を求めることが適当と思われる費用は、実費相当額をいただきます。

※ 費用が発生する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について文書にて説明を行い、利用者又は家族に同意を得ることにします。

※ おむつ等をご使用の方は、ご家庭でお使いのおむつをお預かりして、使用させていただきますのでお持ちください。

7. 通所介護の開始と終了について

開始・・・契約書の提出によって開始します。

終了・・・① 利用者のご都合で終了する場合： 所定の用紙がありますのでお申し出下さい。

② 事業者の都合で終了する場合： 人員不足等やむをえない事情により、契約を終了させていただく場合は、1ヶ月間の予告期間を置いて文書で通知すると共に他の通所介護事業所をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合双方の通知がなくても自動的に終了いたします。

イ. 介護保険の認定区分が非該当（自立）又は要支援と変更になった場合。

ロ. 利用者がお亡くなりになった場合。

※ 事業者は、利用者や家族などが故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善も見込みがなく、介護保険法に定める通所介護の目的を達することが不可能となったとき、14日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。

※ 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定め、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

8. 問い合わせ及び苦情窓口

① 当事業所における苦情の受付

当事業所では、通所介護に関するご相談・苦情の窓口を設けております。

相談窓口：デイサービスあゆみ

担当者：管理者 門脇 さゆり

電話：0859-68-6060

② 行政機関その他苦情受付機関

・南部箕蚊屋広域連合

住 所 : 〒683-0351

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1

電 話 : 0859-39-6222

FAX : 0859-39-6223

受付時間: 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00

(但し、国民の祝日、振替休日、12月29日～1月3日は除きます)

南部地域包括支援センター

電 話 : 0859-66-5524

FAX : 0859-66-5523

伯耆町地域包括センター

電 話 : 0859-68-4632

FAX : 0859-68-3866

日吉津地域包括センター

電 話 : 0859-27-5932

FAX : 0859-27-0903

・大山町役場

住 所 : 〒689-3211

鳥取県西伯郡大山町御来屋328

電 話 : 0859-54-3111

FAX : 0859-54-2702

受付時間: 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00

(但し、国民の祝日、振替休日、12月29日～1月3日は除きます)

・米子市役所

住 所 : 〒689-8686

鳥取県米子市加茂町1-1

電 話 : 0859-22-7111

受付時間: 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00

(但し、国民の祝日、振替休日、12月29日～1月3日は除きます)

・鳥取県国民健康保険団体連合会

住 所 : 〒680-0011

鳥取県鳥取市立川町6-176

電 話 : 0857-20-2100 (介護サービス苦情・相談窓口)

FAX : 0857-26-8368

受付時間: 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00

(但し、国民の祝日、振替休日、12月29日～1月3日は除きます)

9. 緊急時の対応方法

通所介護利用中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに利用者の主治医に連絡し、医師の指示に従います。また、緊急連絡先、居宅介護支援事業所に連絡いたします。

10. 事故発生時の対応

利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、事業者が故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

当事業者は、万一の事故後の発生に備えて、賠償責任保険に加入しております。

11. 秘密保持

事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。事業所は、従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

事業者は、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

利用者は、事業所の保有する個人情報について開示を請求することができます。

12. その他

通所介護サービスの提供に当たって、上記内容に定めない項目及び内容に関しては、介護保険及び関係法令を遵守し行うものとします。

令和 年 月 日

当事業者は、「デイサービスあゆみ」の提供にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地 鳥取県西伯郡伯耆町大殿1089-8
名称 株式会社 あかり
 デイサービス あゆみ

印

説明者 職員氏名

印